

## 北京宣言から 25 年

CSW 64 のテーマは、北京宣言から 25 年、達成目標とその進捗についての検討です。日本は北京宣言を現実化するために 1999 年に男女共同参画基本法を制定し、その後 5 年ごとに行動計画を策定公表してきたので、第 4 次基本計画の実施に関する評価とそこで明らかになった課題、そして、第 5 次基本計画策定に向けてを念頭に、話をします。

世界経済フォーラム WEF、世界銀行グループ WBG、国連開発計画 UNDP、OECD などを見ても、残念ながら日本のジェンダーに関する評価は芳しくありません。

日本は、ある程度まで、制度の整備、男女平等参画の実現を目指す法制度化に尽力してきました。例えば、ジェンダー役割に囚われたまま、女性を経済的な資源としか見なしていない女性活躍推進法であっても、見方によっては女性にとっては選択肢が増えることになるので、一定の評価に値することを認めるのに吝かではありません。が、これまで導入されてきたさまざまな制度には心が込められていない恨みがあります。

例えば、世銀グループの最新の報告書『Women, Business and the Law 2019: A Decade of Reform 女性、事業と法 2019』は女性の年金制度は法律の規定では差別はないと、100 点満点評価です。

これって、実感とは著しく乖離してませんか？

年金の基礎は賃金、資産の蓄積可能性など経済的な状況を反映するのは生涯所得です。現在、年金を受給している世代の女性に対して、かつて存在し、(裁判所は否定的に評価していたのですが) 社会的に容認されていた賃金格差を補償し、実質的な受給年金の格差を解消する方策は取られていません。あたかも当時の賃金格差がなかったかのように年金制度を構築することは、形の上だけで制度を整備しつつも、実態から目をそらすことになりませんか？

何が問題？ Plan は あるが、Do は なく、Check は just on paper, Action は 非難されたときだけ？

制度を整備することの重要性を否定しているわけではありません。むしろ、創設する制度が人々のにとって意味のある、外見だけを整えた作文ではない、そんな配慮と思いやりのある施策を実現することが先決ではないかと考えます。

最後に、私が世話人をしている「国連婦人年連絡会」について

国際婦人年連絡会は、1975 年の国際婦人年を契機に、国連が提唱した「平等・開発・平和」の実現に向け、市川房枝さんの呼びかけに答え、全国の女性団体が党派を超えて集まり、「平等なくして平和はなく、平和なくして平等はない」という共有する理念を実現するために緩やかな連絡組織を立ち上げたことがスタートです。構成メンバーを全国的な女性団

体に限定していること（現在は34団体）、実際の運営はそれぞれの団体から選出されている委員が、出身団体の見解を踏まえつつ、行っていることがその特徴です。運動の中心となっている目標は女性の地位の向上とジェンダー平等の実現ですが、その時々政治・経済・社会情勢に呼応する問題意識を持って、セミナーなどを開催し、その知見を活かして政府だけでなく、様々な組織や団体に対しても、働きかけています。

紙谷雅子